

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| | | | |
|--------------|---|-----------------|----------|
| No | 24 | 府省庁名 | 厚生労働省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 () | | |
| 要望項目名 | 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 | | |
| 要望内容 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、單一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p> <p>上記のような場合に生じる税負担を軽減することにより、中小企業による経営資源集約化を図る。</p> 特例措置の内容 中小企業による経営資源集約化を促進するための税制を創設する。 | | |
| 関係条文 | [地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号] | | |
| 減収見込額 | [初年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - | [平年度] 精査中 (-) | (単位：百万円) |

| | |
|---------------------|--|
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させすることが重要。一方、单一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。 このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日 閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (3) 事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。</p> |
| 本要望に 対応する 縮減案 | — |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 中小企業・地域経済 事業環境整備 |
| | 政策の達成目標 | 地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 令和5年3月31日まで |
| | 同上の期間中の達成目標 | 地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化を支援することで、中小企業の生産性向上とともに、地域の雇用確保やサプライチェーンの維持等につなげる。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 精査中 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 本税制によって中小企業による経営資源の集約化に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化が進み、中小企業の生産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例） |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | ・事業承継総合支援事業（令和3年度概算要求額）【P億円】 ・事業承継・世代交代集中支援事業（令和3年度概算要求額）【P億円】 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 予算上の措置等では、中小企業の経営資源の集約化に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、経営資源集約後も含めて、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感がある中で、中小企業が経営資源を集約化することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 経営資源の集約化を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |